

入札監理小委員会
第595回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第595回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年9月4日（金）14：41～16：48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 国税システムのシステム運用業務委託一式（国税庁東京国税局）
 - 電子計算機の運転等業務一式（国税庁大阪国税局）
 - 原子力規制委員会ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務（原子力規制庁）
3. 事業評価（案）の審議
 - インターネット適性診断システム（ナスバネット）の運用管理及び保守（独立行政法人自動車事故対策機構）
4. 契約変更の報告
 - 政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）
5. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、梅木副主査、関野副主査、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（国税庁）

長官官房参事官付 平主任税務分析専門官

（東京国税局）

総務部 情報システム第三課 小巻課長
高橋主任税務分析専門官

（大阪国税局）

総務部 情報システム第二課 楠課長
北市主任税務分析専門官
原田係長

(原子力規制庁)

長官官房 総務課 情報システム室 山田課長補佐
島添課長補佐
長官官房 会計部門 中島参事官補佐

(独立行政法人自動車事故対策機構)

総務部 総務グループ 福田調査役
経理部 会計グループ 下野マネージャー
安全指導部 診断グループ 中島アシスタントマネージャー

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第595回入札監理小委員会を開催いたします。

本日の第1、第2議題については、「国税システム」に係る実施要項（案）の審議になりますので、はじめに国税庁長官官房参事官付、平主任税務分析専門官より御説明いただき、引き続き、第1議題である「国税システムのシステム運用業務委託一式」の実施要項（案）について、国税庁東京国税局総務部情報システム第3課、小巻課長より御説明をお願いしたいと思います。

○平主任税務分析専門官 国税庁の平でございます。私からは、「国税情報システムの概要」について御説明させていただきます。

お手元の資料、A-3-1を御覧ください。国税庁におきましては、国税総合管理システム、我々、KSKシステムと呼んでおります。こちらと、国税電子申告納税等システム、我々、e-Taxと呼んでおりますが、こちらを中心に国税情報システムを使用しているところがございます。そのほかに、こちらのA-3-1には表記されておきませんが、社会保障、税番号制度に対応するためのシステムでございまして、インターネットを通じて、免税販売情報を受信するための免税販売管理システムなどを整備しているところがございます。また、地方自治体、所得税の申告情報でしたり、他省庁ですね、厚労省であったり、法務省であったり、関係省庁とも連携をしておりますし、納税情報につきましては、日本銀行から納税情報が連絡されるような形になっておりますので、関係機関とも連携している形になっております。国税情報システム全体で見ますと、多様な業務を受け持つ大規模なシステムとなっているところがございます。

これらのシステムにつきましては、本番系の機器を埼玉県の国税庁事務管理センター、バックアップ系の機器を大阪府にありますバックアップセンターに設置してございまして、その運用に当たりましては、各東京国税局、大阪国税局の職員と、外部委託による外部要員が一体となって実施しているところがございます。

今回御審議いただく調達案件につきましては、当該外部要員の業務のうち、東京国税局につきましては、データ抽出などのバッチ業務、大阪国税局につきましては、機器の起動・停止などの運転や運用状況の監視業務に係るものがございます。

続きまして、KSKシステムの具体的な内容でございます。KSKシステムにつきましては、国税庁の、先ほど申し上げました各データセンターと、国税庁、全国12の国税局及び524の税務署をネットワークで結びまして、約5万6,000人の国税職員が使用しているシステムでございます。申告や納税の実績、各種税務関係情報を入力することで、

国税、債権等を一括して管理するとともに、これらを分析して、税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を超えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピューターシステムでございます。導入につきましては、平成13年度に全国で運用を開始いたしまして、平成17年度に一部のバックアップシステムを構築し、以後、順次、バックアップのほうは拡大しているというような状況でございます。

K S K機器の構成でございますが、運用当初は全ての業務システムにつきまして、メインフレームと呼ばれる個別メーカー独自の技術を使用した大型コンピューター13台で稼働しておりました。その後、段階的にオープンシステムや、府省共通システムへの移行、それぞれの機器の集約・統合を進めまして、令和元年度末時点では、お手元の資料にございますとおり、メインフレームで6台、これはバックアップ系含めですが、オープンシステムのサーバーにつきましては約110台、拠点サーバーにつきましては約560台の構成となっております。また、本年度実施します機器の更改におきまして、こちらの拠点サーバー560台につきましては、センターに新設するサーバーに集約して廃止する予定となっております。

続きまして、e-Taxにつきまして、御説明させていただきます。e-Taxにつきましては、所得税、法人税、消費税などの申告や申請など、各種手続について、インターネットを通じて行うことが可能なシステムとなっております。平成16年2月に運用を開始いたしまして、28年度にバックアップシステムを構築したところでございます。

機器の構成につきましては、参考資料のとおり、現状150台のサーバーで構成をされております。なお、来年度、令和3年度に機器更改を予定しておりまして、現状の150台から約100台へ削減することを見込んでおります。

最後に、国税情報システムに関する現在の国税庁における取組でございますが、ICT技術の進展や、経済取引の複雑化など、税務行政を取り巻く環境変化に適切に対応するため、こちら、元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」にも盛り込まれておりますが、K S Kシステムとe-Taxを中心とした国税システムに関しまして、次の機器更改時期であります令和8年度を念頭に、徹底したデータ中心の事務運営への変更、言わば紙からデータへというのと、2つ目として、システム上の税目別データベースの統廃合、縦割システムの解消ですね。3番目として、メインフレームからの脱却を図って、これらにより納税者の利便性の向上と、課税徴収の効率化、高度化の実現を

目指すこととしております。

具体的には、外部業者の知見等を参考にしつつ、大量反復的な業務のシステム化、自動化、電子決済の実現など、様々なICT、AI技術の活用に関する検討を現在進めているところでございます。私からは以上でございます。

○小巻課長 引き続きまして、東京国税局情報システム3課長の小巻でございます。どうぞよろしく願いいたします。

東京国税局が実施しております業務でございますけれども、国税システムのシステム運用業務委託が対象業務となっております。今回、審議の機会を設けていただきありがとうございます。

今回、対象となっております業務の概要につきましては、資料A-3-2、先ほど説明させていただいた国税情報システムの概要の次の資料になります。そちらを御覧になっていただけますでしょうか。当該業務は先ほど説明させていただいた国税総合管理システム、(KSKシステム)や、国税電子申告納税システム(e-Tax)の業務システムに係るセンターバッチ処理業務等の運用業務を効率的かつ円滑に実施するために外部要員に委託するものとなっております。

その運用業務の内容は、大きく4つの区分に分かれまして、当該資料の上段の図のところに、当業務の範囲というものがございまして、そちらに角丸四角の赤い点線の枠が2つございまして、右上の「CB処理業務」、左側にあります「運用管理業務」「資源管理業務」「その他業務」に区分されております。

先ほど御説明させていただいたとおり、国税システムはメインフレームシステムとして、IBMホスト、日立ホスト、NECの各ホストで稼働しているものと、オープンシステムとして稼働しているものがございまして、当該業務はメインフレームのセンターバッチ処理が中心となっております。

そのセンターバッチ処理業務については、小さい文字で誠に申し訳ございませんが、同資料の下段に、「主な業務内容」というところがございまして、そちらのほうに「CB処理業務」と記載しておりますけれども、センターバッチ処理を実施するための申請書の作成、処理の実行指示、処理結果の取得、処理が正常に終了しているか否かとか、あとは入出力件数、その結果を一覧化して職員に連絡するといった業務のほか、センターバッチ処理に付随するジョブフローやJCL等の作成、修正を行ってございます。

それ以外に、「CB処理業務」の左側になりますけれども、「運用管理業務」として、運

用スケジュールや、情報記録媒体の搬送スケジュールの作成、日々のオンライン業務に係る稼働状況の確認、CB処理業務の右側になりますが、「資源管理業務」として、リリース資源の払出し、開発環境や本番環境へ導入する資源の確認などを実施しております。さらにその右側になりますが、「その他業務」として、システム運用業務に係るマニュアルや手順書などの作成及び訂正を実施しております。

続きまして、委託しております業務の規模等についてですが、左下に緑色の四角がございますけれども、その上に記載しておりますとおり、業務規模として、平成28年7月から、令和元年6月の3年間の実績の平均となりますが、年間委託作業数が約3万2,500本、作業時間が約2万2,000時間、作業人員が3年とも11名、内訳といたしまして、責任者1名、従事者10名となっております。契約期間は次回の調達、今回の審議対象期間となりますけれども、令和3年4月から令和8年3月の5年間で予定しております。契約金額につきましては、現在予算要求中ですが、現在の進行期間が単年度契約で税込7,400万となっているので、便宜的にそれを5倍した金額、3億7,000万を記載させていただきます。以上が業務の概要となっております。

次に、市場化テストの実施に際して行った取組について御説明させていただきます。当該資料の緑色の四角に、今回実施要領作成に当たり留意した点について記載しておりますが、次の資料A-4に基づき、少し詳しく説明させていただきます。

次の資料を御覧になっていただいでよろしいでしょうか。まず、資料A-4の表の上の部分、項目が紺色になっているところがございます。当該事業に係る契約状況等の推移を記載させていただきます。今回の選定の理由にもなっております契約状況の事業実施者と応札者数について、記載のとおり、進行年度を含めた過去3回の調達が、同一事業者、1者応札となっております。今回、有識者の皆様から御助言をいただき、第三者の目により多く触れながら、競争性を改善するために、公共サービス改革法に基づく入札の導入を自主的に選定させていただき、令和2年7月7日に閣議決定された公共サービス改革基本方針の別表に初めて記載されたものと承知しております。

その競争性の改善に向けた取組について御説明させていただきます。当該資料の表の下端のところ、「競争性改善のための取り組み状況」を御覧ください。先ほども申し上げましたが、この3年、1社応札の状況が続いているといったこともあり、我々としても、改善に向けた努力を行ってきております。平成31年度の調達からは、入札参加が見込まれる事業者、具体的には、仕様書を交付した事業者に対してヒアリングを実施しております。

また、直近の令和2年度の調達時には、責任者と業務従事者の双方に求めていた経験の要件について、業務従事者の要件を緩和してございます。具体的には、業務従事者に求めておりました、大型汎用機（メインフレーム）でございますけれども、そちらを利用した大規模システムの運用経験3年以上というものと、日立製作所、NEC、IBMのいずれかの運用経験が2年及び、UNIX、Linux、及びAI Xについての基本的な操作能力の運用経験、こういった要件を、業務従事者から削除し、責任者のみとしております。

しかしながら、そういった取組にもかかわらず、依然として1者応札が続いている状況を踏まえ、今回、実施要項の作成に当たっては、これまでの取組に加え、さらなる改善に向けた取組を実施してございます。一番右の列になりますけれども、1点目は項目の2つ目でございます、入札参加グループによる入札を可能といたしました。グループによる入札参加資格としては、代表者の等級はAまたはB、構成員は全等級AからDまで参加可能となっております。

次に、取組のメインとなりますが、業務委託期間について、仕様書欄のところに記載のとおり、業務委託期間の複数年化を行う予定にしております。具体的には、従来の単年度から、5年といたしました。また、その下に業務内容の情報開示状況につきましても、過去の実施に要した経費、人員、業務時間、業務区分や業務内容、業務フロー等を開示いたしております。併せて運用手順書をリスト化し、入札公告期間中の閲覧の効率化を図っております。加えて、入札参加の促進のために、意見招請を実施するとともに、入札参加が期待される事業者に対して、個別にそのような取組をアナウンスし、入札への参加を促すこととしております。

入札後、事業者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用することとして、取組を含め、外部専門家でございます財務省のCIO補佐官にも意見を伺って進めているところでございます。

以上が取組の内容になります。私の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要綱（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。関野先生、お願いいたします。

○関野副主査 関野です。よろしくお願いたします。御説明ありがとうございました。資料A-4の競争参加資格のところでございますが、令和2年から3年までは、AからD、全

てですね。その前はAまたはBだったものを緩和しました。今回は、代表者と構成員を分けて、また、AまたはBとなっていますけれども、これ令和2年から3年に比べれば、ちょっと厳しくなったと思うんじゃないですか。

○小巻課長 お答えさせていただきます。こちらは『政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書』に基づきまして、今回からグループ入札を採用しております。代表者の等級のみ、AからDの等級からAからBの等級としております。構成員はAからDの等級としておるということがございまして、前年同様の等級設定も検討したところではございますが、初めて5年の業務委託期間を設定した調達ということもあり、受注事業者の履行能力に係る担保も取りたいというところで、こういった設定にさせていただきます。

○関野副主査 資格のところ、多分ネックになるのは、IBMなり、日立なり、NECの経験を2年以上有していなきゃならないという。責任者はですね。ここはやっぱりホストが3本なので、それぞれの会社について2年以上というのは必要なんですか。

○小巻課長 責任者については必要と考えてございます。ただし今回の調達から、従事者につきましては、当然、その責任者なりが指導等ができるという前提に立ちまして、そちらの条件を削除させていただいたところでございます。

○関野副主査 ここが多分ネックになるかもしれないですね。それぞれ、多分古いホストでしょうから、今、つまり若い方が、そのような経験を積んでいないということがネックになるんじゃないかと思われませんが、例えば1年にするとか、どこか、3つの会社のどれかを経験していればよいとかという緩和はできないんですか。

○小巻課長 検討させていただきます。

○関野副主査 お願いします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○大山専門委員 大山ですけどいいですか。

○事務局 お願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。いろいろと工夫しているなどというのはよく分かるんですが、まず、一般論的な話で最初に聞かせてもらって、その後、具体的なところで質問したいと思います。最初のほうの一般的な話として、令和8年に新しいシステムに移行するというので、いろいろな努力をなさっていると思うのですが、裏返して言うと、受託しようとする、応札しようとするところは、今回が最後になるかなと思っている

可能性が高いと思うんですね。年数が伸びたとはいえ、数年間の話で、この先、ここで政策的に少し値段を下げてでもこの業務を取りたいと思う人がどれくらいいるかなということが気になるんですけど、その辺のところは、発注側としては、8年というのを絶対的な条件として、もうお考えなわけなのか、そうでないのかというのは、質問です。

その後の指摘ですが、70分の59のページを見ていただきますと、業務内容の2ポツ、その他の中の2ポツで、業務内容の引継ぎがあります。70分の59です。ここで、(1)に、令和2年度受託者から令和3年度受託者に引継ぎと書いてあって、先ほど言った、これが最後になるかもしれないと考えると、まず最初のところは、(1)の最後、第1段落の最後ですが、引継ぎにかかる一切の費用は受託者が負担することと書いてあって、これだと、受託、応札しようとする新しいところは、幾らお金がかかるかというのが気になるために、ここで言う、前受託者に聞いてしまうことになりかねない。これがですね、競争性を失うという、インセンティブをなくす大きな理由になるんじゃないかなというのが気になります。ここをどうお考えかというのと、それから引継書の作成ですが、その次のページの口にありますけど、このところが先ほどの……。

59ページの引継ぎで、受託者が負担するということと、それからその次に、契約期間満了時の引継ぎと書いてある。これが先ほどの話と、どういうふうに理解すればいいのかが分かりにくいので、このところのお考えを説明いただきたいということです。

○小巻課長 お答えさせていただきます。まず、8年がマストかというところでございますけれども、今どうしても、8年に新しいシステムというか、機器更改を予定しておるといところもございまして、そこは、一旦はマストと考えてございます。ただ、今回、あえて5年ということにしておりますけれども、従来、単年度でやってきたといところがございますので、それに比較すれば、当然に、毎年毎年の引継ぎコストというのは、5年間で回収できるものと、当方としては考えてございます。

令和8年の引継書の作成でございますけれども、まだ、次期のシステムというのがどういった形になるか。実は調達が終わって開発が始まったところでもございますし、機器の調達がこれからといところもございますので、まだそこら辺が見えてこないことには、どういったボリュームの引継書の作成になるかは分からないといところではございますけれども、一旦こちらには、引継書の作成ということで記載させていただいておるところでございます。以上でございます。

○大山専門委員 受託者が負担するところについては、障害にならないとお考えだとい

ことですか。

○小巻課長 単年度契約に比べれば、複数年契約のほうが一度で済むということで、申し上げたところでございます。

○大山専門委員 確かにそれはそうですが、応札しようとしたら、必ずこれ、聞いちゃうんですよね。聞かないと怖くて、リスクがどれくらい分からなくなりますから、その意味では、よくお願いしているのは、この引継ぎに関しては、発注側が何らかの別の手を持つというのを1つ、そういう対策を打つのがフェアな競争性を高めるのではないかと思うんですけれども、そういう例は、ほかでやっていただいていること、いろいろあるんですね。今回これがないと、1回切りということも含めると、新しい業者が出てきてくれるということに対する積極的な勧誘が、うまく功を奏しないのではないかという気がしますが、その辺、ぜひ御検討いただけたらと思います。

○小巻課長 承知いたしました。そこら辺は、実は当方も、引継ぎ、今は3か月かかるようなボリュームのものを、どうしたら短くできるか、効率化できるかというところは考えておるところでもございますので、そちらと併せて検討させていただきます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○梅木副主査 梅木です。

○事務局 梅木先生、お願いします。

○梅木副主査 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。資料A-4の表には、令和2年から3年度については、6者の業者が、仕様書の取得をされて、ただ、説明会に参加してきたのは1者で、結果、応札も1者だったということで、それぞれにヒアリングをした結果、対応できる人員の確保ができないこと、金銭面で折り合いがつかないことが不参加の理由ですとあるんですけれども、それに対する対応策として、複数年化で参入可能性を高めるということが書いてあるんですけれども、例えば勤務する場所をリモートにすることで、人員の確保を容易にするというようなことが可能かどうかというのは検討されたんでしょうか。

といたしますのも、70分の52の資料で、4番に履行場所が国税庁事務管理センター内の当局の指定する場所とするとあるので、場所は常駐で、物理的に体をここに置いての勤務しかできないという設定になっているかと思うんですけれども、これは何かリモートワークで対応するという可能性は、状況からしてできないものなのか、その辺りについては御検討されたんでしょうか。

○小巻課長 お答えいたします。リモートの件につきましても、こちらとしては全く考えていないわけではございませんで、ただ、今のメインフレームという機器の構成がございまして、そちらがあるがゆえに、なかなかやっぱり、実際にホストが動いているところに行って作業する必要があるのかなと承知してございます。

○梅木副主査 その場合、今回、必要であろうと考えられる人員、ほぼ全員が現場に行く可能性がかなり高い、必要性が高い、そういう御理解ですか。もし一部でも工夫できるのであれば、そういった可能性もあるんだということを一言何か記載されると、事業期間が57か月と、かなり長期にわたるものなので、働き方改革とか、いろいろ今言われている中で、働く場所が限定されるというのはかなり不利ではないかなと考えているのですが、いかがでしょうか。

○小巻課長 御指摘のことは理解いたしました。確かに今、在宅とか、後サテライトとかといわれている話は承知しております。そこのところも併せてちょっと検討させていただきます。

○梅木副主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○小尾専門委員 すみません、小尾です。

○事務局 お願いいたします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。2点ほど質問があるのですが、1点目は、今回、長期にわたる業務委託ということになると思うので、総合評価落札方式に変えたということではあると思うのですが、もともとこの調達は、結構金額が低い。従事者10名で責任者1名と。11名ということになりますから、純粋に割っても、1名当たり、年間のかかる費用というのは500万から600万程度ですかね。ということで、非常に安価な、そもそも案件だと思っています。

これを総合評価落札方式にすると、恐らく価格としては、複数者入ってきたことを想定するわけですが、もし総合評価落札方式にすると、基本的には値段が上がる方向に行くのではないかと考えるわけですが、この点について、最低価格というか、一般的競争入札の最低価格はなかなか難しいかもしれないんですが、それを含めて検討したのかどうかということをお聞きしたい。

もう1点、総合評価落札方式の場合、評価書があるわけですが、評価書の内容が、資料A-4にも書かれていますが、運用経験年数が多いほうの得点を高くするというよう

な評価項目になっている部分が結構あるわけですが、本当にこれが必要なのかどうか。結局これをすると、今やっている人たちの技術点が高くなるという方向になるので、彼らが例えば今よりも高い値段でつけてきても、技術点が高いですから、新規で入ってきた人が取れなくて、彼らが取ってしまうと。高い値段で取ってしまうというようなことが起こり得るのではないかと思うんですけど、評価項目自体を少し見直すというようなことは考えられないのかという2点を少しお聞きしたいと思います。

○小巻課長 お答えいたします。総合評価落札方式につきましては、財務大臣通達により、平成7年7月以降のコンピューター製品及びサービスの調達について、予定価格が80万SDRを超える調達は総合評価落札方式によることとされてございます。そういったところもございまして、総合評価落札方式を採用させていただいておるところでございまして。

それと、既存業者が有利ではないかというところの話ではございますけれども、そちらは、技術の加点のところの回答ということでよろしいでしょうか。

○小尾専門委員 そうですね。総合評価、技術点ですかね。加点項目の部分の評価基準。

○小巻課長 分かりました。そちらも可能な限り、既存業者が有利にならないように、今の業務を知っておれば有利な、安定的なシステム運用や、円滑な業務遂行体制に対する独自の創意工夫やノウハウの提案という点数よりも、システム運用の要員に必要な要件に比重を置いた点数とさせていただいているところでございます。そういったことによって、現行業者が少しでも有利にならないようにということに対応していると考えてございます。

○小尾専門委員 そういうことじゃなくて、加点項目のシステム運用の要員に必要な要件というところが、年数ですよ。だから何年以上やっていると、極めて優秀、Aとなっていたりするので、既存業者は、既に今、運用していますから、彼らは極めて優秀な内容というところに、評価項目がみんな偏ってしまうんじゃないかと。そうすると、新規に入ってきた人で、先ほどもちょっとありましたが、新しく数年間の経験しかない人たちが、そうはいつでも頑張ったいという人たちは、技術点がみんなCとかになってしまっていて、明らかに今やっている人たちのほうが有利なのではないかという質問なんです。

○小巻課長 先ほどもちょっと回答させていただいたんですけども、そのところは、やっぱり全く経験がないか、極めて少ないかというところの責任者は、こちらとしても、品質を確保する点では困ると考えておまして、そういったところで調整しておるところでございます。

○小尾専門委員 もうちょっと、責任者の部分、結構多かったりもするので、もうちょっと

とまとめてもいいのかなという感じは受けますので、ぜひ少し、検討いただければと思います。

○小巻課長 承知いたしました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 井熊でございます。皆さんからいろいろ指摘事項がありまして、例えば、メインフレームの3社全部の資格が要るのかとか、引継ぎの問題、それからリモートワークの問題と、あと評価基準の問題というのがありましたので、総じて言えば、今ここで求められている部分、国税局が求められている部分の達成と現状を満たすためのメリハリというのをもうちょっと生かしたほうがいいかなと。例えば、5年になるんだから、管理者はより高い資質が必要だと。それはそうかなと。であれば、何かどこか、コストを下げるところは柔軟に対応できるようにするとか、ここは力を入れるけど、こっちは柔軟にするとか、そういうようなことをもう少し考えたほうがいいのかなと私も思いました。

ということで、本日の審議を踏まえまして、東京国税局におかれましては、引き続き御検討いただいて、今の各委員の質問に対する回答、必要に応じて、この要項の修正、その辺りを、事務局を通して御連絡をいただき、各委員が確認したのちに手続を進めるようにしてみたいと思います。皆さん、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 その方向でよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

(東京国税局退室)

(大阪国税局入室)

○事務局 続きまして、「電子計算機の運転等業務一式」の実施要項(案)について、国税庁大阪国税局総務部情報システム第二課、楠課長より御説明をお願いいたします。

○楠課長 大阪国税局総務部情報システム第2課長の楠と申します。大阪国税局で調達いたします電子計算機の運転等業務の概要について説明させていただきます。

まず、資料B-3「電子計算機の運転等業務の概要」を御覧ください。先ほど、東京国税局の対象業務の審議の中で、国税庁の平主任専門官から、国税総合管理システム、いわゆるKSKシステム及び国税電子申告納税システム、いわゆるe-Taxといった、国税情報システムの全体概要の説明があったかと思いますが、大阪国税局におきましては、国

税システムのバックアップ用の機器が設置されておまして、資料右上の「当業務の範囲」にもありますとおり、IBM、日立、NECの3種類のホスト系の機器と、e-Taxを含むオープン系の機器で構成されております。このバックアップ機器は、平常時は国税庁事務管理センターから本番データを受信し、バックアップを行うとともに、職員の研修環境や開発環境の機器として稼働しています。なお、国税庁事務管理センターが被災し、システムが停止したときには、大阪国税局に設置されておりますバックアップ機器が本番環境に切り替わることになります。

今回の審議対象案件は、当該機器に係る運転業務等の委託契約でございまして、具体的な業務内容は、資料下段の「主な業務内容」に記載のとおり、まず、「電子計算機の運転業務」といたしまして、システムの始動・停止、具体的には各システムの始動・停止に係る端末操作を行う業務。オペレーションの実行、具体的にはオペレーション手順書及びオペレーション指示書に基づきオペレーションを行う業務。稼働監視、具体的には業務処理の稼働状況、機器等の監視、監視データの報告を行う業務などがございます。それぞれのホスト機とオープンシステムごとに担当のチーフオペレーターとオペレーターがペアで運転業務に従事し、全体調整チーフは運転業務の統括管理を行っております。

また、「データ管理業務」といたしましては、媒体管理、具体的には媒体の払出し、戻入れ、出入庫状況の把握、所在管理を行う業務。電子計算機室内の温湿度管理、具体的には電子計算機室内の毎時巡回による空調設備の稼働状況確認、及び温湿度設定の管理、アラート発報時の速やかな報告などを行う業務でございます。

業務時間は、電子計算機の運転業務の基本時間が、開庁日の午前7時30分から午後10時30分まで。データ管理業務の基本時間が、開庁日の午前9時から午後5時15分まで、いずれも基本時間以外の作業を要請する場合があります。

審議対象案件の業務規模ですが、資料左下の「業務規模」のとおり、年間作業時間が約3万3,000時間、作業人員が19名でございまして、これは現在の契約の実績値をベースにしたものです。また、契約期間は令和3年4月から令和8年3月までとしております。従来事業は2会計年度にわたり、業務委託期間を12か月とする契約、単年契約でございましたが、今回は5会計年度にわたり、業務委託期間を58か月とする契約の複数年契約とすることを見込んでおります。

補足説明をさせていただきますと、契約期間を令和3年4月からと申し上げましたが、一方で、業務委託期間の開始は、令和3年6月からとすることとしています。これは契約

締結後、業務委託期間開始までの2か月間、令和3年4月から5月までですが、この期間を、現行の業者から新規の業者への業務引継ぎ期間としていることによるものです。

最後に契約金額を6億円としているのは、複数年契約を予定していますので、それを踏まえた契約金額の見込額を記載しているものです。

続きまして、これまでの契約状況などについて説明させていただきます。対象業務につきましては、過去の調達におきましては、複数業者による応札の結果、落札者が決定したこともあるのですが、平成25年度の調達以降は、1者応札が続いていたこともあり、これまで競争性改善に向けた取組を行ってきました。資料B-4、「【電子計算機の運転等業務】に係る契約状況等の推移」を御覧いただきたいと思います。この資料には、平成30年度以降の契約状況を記載しています。資料のとおり、これまでも調達の競争性の改善に向け、業務引継ぎ期間のさらなる確保、要件の緩和、入札説明会の開催や、会計課を通じた調達仕様書の配布によるアプローチなどを行い、1者応札解消に向けて取り組んできたところです。

その結果、事業実施者に記載している現行業者の1者応札が継続していましたところ、令和2年度入札におきましては、現行業者以外に、新規事業者の入札説明会の参加が実現いたしました。入札では、現行業者の1者応札となったものの、これまでの予定価格を超過する応札から、予定価格以内への応札へとなり、また、落札額も下がっており、競争性改善のための取組が、若干ながら効果があったものと考えております。

しかしながら、一般的に大型汎用機で構成されるシステム自体が減っており、操作経験者も減少している趨勢におきまして、新規事業者が応札するには、これまで以上に競争性改善に向けた取組が必要と考えておりまして、次期調達に向けて、具体的に、主に次のような取組を実施しております。

まず、事業者ヒアリングにより把握した問題点の改善に向けた取組でございます。現行業者、入札会への参加業者、その他の業者への合計6者に対しまして、過去の入札に不参加であった理由、令和2年度調達時の調達仕様書に対する意見、複数年契約にすることによる応札可能性などの観点でヒアリングを実施しました結果、これまでの調達が、業務委託期間を12か月とする契約、単年契約であったこと、それと運転業務の要員に求められる要件が厳しいことの2点が主な問題点であるということ把握することができました。

ヒアリングにより把握いたしました1つ目の問題点であります単年契約についてですが、先ほど、審議対象案件の業務規模のところでも説明いたしましたが、業務引継ぎ期間を2

か月としておりますので、新規業者が新たに受注することとなった場合、現行業者よりも、2か月分のコストが発生する。つまり単年契約であれば、12か月プラス2か月分の費用負担が発生し、新規業者にとってハードルが高くなります。これは現行業者が継続して受注する場合は、現要員が引き続き業務を行うこととなりますので、業務委託開始前の2か月間の引継ぎ期間に別途要員を確保する必要はありませんが、一方で、新規業者が受注する場合は、業務委託開始前の2か月間の引継ぎ期間に要員を確保する必要がありますので、現行業者よりも余分にコストを見積もる必要があるためです。

しかしながら、複数年契約であれば、引継ぎ期間は60か月のうち2か月となりますので、契約額全体に占める引継ぎ期間の費用負担は軽くなります。コスト面における現行業者の優位性が薄まるため、参入へのハードルが低くなります。

また、事業者側としましては、仮に受注した場合、確保した要員を継続的に業務に従事させる必要があり、その意味におきましても、複数年契約のほうが、長期にわたり契約が継続しているという担保もあるため、応札しやすくなります。

こういった事業者の意見を踏まえまして、審議対象案件におきましては、その契約期間を複数年とすることとし、現行業者だけではなく、新規業者が参入しやすくなるように取り組んでおります。

ヒアリングにより把握した2つ目の問題点であります要員に求められる要件につきましては、要員に求められる要件が厳しいという意見があった事業者に対しまして、具体的に、どの要件がどのように厳しいと考えているか確認するため、再度、個別ヒアリングを実施しましたところ、特に業務責任者、及びオープン、e-Tax担当のチーフオペレーターに求められるスキルが厳しいと感じていることを把握いたしました。これを踏まえ、業務責任者に求めておりました、当局の運転業務と同等以上の、複数かつ異機種的大型汎用機の操作経験という部分を削除し、また、オープン、e-Tax担当のチーフオペレーターには、これまで複数の機器の操作スキルを求めておりましたが、1つの機器の操作スキルで足りるように要件を緩和いたしました。このように、事業者ヒアリングを踏まえ、新規事業者の応札に向けた要件の緩和に取り組みました。

また、事業者ヒアリングにより把握した問題点の改善以外に、次の3点について取り組んでおります。1点目は情報開示範囲の拡大でございます。入札説明会時に、参加事業者から、オペレーターが業務で使用する運転手順書等を閲覧したいとの発言があったことから、別途、日程調整の上、閲覧申請に対応いたしました。オペレーターが通常業務で使用

する運用手順書を閲覧に供することにより、閲覧申請事業者の担当者からは、使用者の要求水準、つまり要員に求められるスキルや経験などを満たすことができるかの判断、それから日々のオペレーション業務を理解することができたとの好意的なコメントがございました。

2点目は、代替要員数などの明確化でございます。システムの安定運用を確実に担保するため、代替要員の確保を仕様で求めておりますが、事業者から、代替要員の規模が不明確であるとの意見がありましたことから、各担当で1名以上の代替要員を確保することと仕様書に明記することにより、要員確保に関する不明確性を排除しております。また、要員の稼働時間の実績を参考値として仕様書に明記することにより、業務時間実績を明確化しております。

3点目は、総合評価加点項目採用基準の細分化でございます。審議対象案件の調達におきましては、『情報システムの調達に係る総合評価落札方式に関する財務省標準ガイドライン』に沿って、総合評価落札方式を採用することとしています。総合評価項目につきましては、各加点項目の採点基準を3段階に細分化し、より精度の高い評価による新規事業者の参入促進に取り組むとともに、審査対象者の採点のうち、評価項目ごとに最高点と最低点をそれぞれ1つ取り除いた残りの値を平均して算出するなど、調達の中立性や公平性の確保に取り組んでいます。

また、円滑な業務遂行のための要員体制や勤務単位については、事業者による創意工夫やノウハウを基にした提案を求めており、当該項目の配点を厚めに設定することで、事業者独自の創意工夫が重視されるようにしております。

以上のとおり、審議対象案件につきましては、競争性を確保するとともに、中立性、公平性を担保した調達改善に向けた取組を行っております。本件につきましては、財務省CIO補佐官からも、特に業務委託期間の複数年化はインパクトのある取組で、ここまではやるべきことはできており、期待感もある。また、仕様書には表れない取組として、引続き、業者への声かけが必要であるとの助言をいただきまして、これを踏まえた取組を継続させたいと考えております。

また、今後の意見招請で得られる事業者からの意見や提案内容につきましても、前向きに検討するなど、引続き、競争性確保といった観点で調達改善に努めてまいりたいと考えております。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、お願いいたします。

○大山専門委員 すみません、大山ですが、いいですか。

○事務局 大山先生、お願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。2つほど質問とお願いになりますが、確かに業務を行う期間が長くなるということで、引継ぎにかかる費用が下がるというのは分かるんですけども、これは繰り返し言っているのですが、競争性を上げるときに、結構、トータルの費用を下げるのも、費用が下がるかどうかというのは……。

引継ぎにかかる一切の経費は受託者の負担となるということに関して、先ほども申し上げましたが、これについては受託者の負担が幾らになるかが読めないのが、一番不安になるところなんですね。したがって、引継ぎを受ける側ではなく、今の事業者がしっかりと、あるいは対応できるということを保証するようなことが、発注側である皆さん方のほうから、一言何か触れるだけでも、受託をしようとする、応札しようとするところは、大きく考え、思いが変わるのではないかなというのが1点です。ここをぜひお考えいただきたいということを申し上げたいと思います。

○原田係長 係長の原田です。今の件について説明させていただきます。先生がおっしゃったように、発注者側が、現行業者がしっかりと引継ぎすることを保証するというのは重要だと思っていて、そういう意味では、引継ぎの完了を発注者がしっかりと確認するというのを、今回の審議対象の仕様書に記載したところです。ただ、しっかりと保証するというところまでは書き切れていないので、それをどう書くかは、意見招請の前に検討させていただきたいなと考えています。

○大山専門委員 ぜひそこはお願いします。

○事務局 ほかにございますでしょうか。

○井熊主査 関野さん、どうぞ。

○関野副主査 先ほどの東京の国税の件と同じなんですけど、これは東京の国税局のバックアップをやっているということでよろしいんですよね。だから全く東京と同じ仕事をしているという理解でよろしいんですよね。とすると、東京と大阪で、別々にオペレーションする必要はないのかなという感じがしちゃったんですけど、そんなことはできないんですか。つまり東京からリモートで仕事ができないかということですけど。

○原田係長 回答させていただきます。先生がおっしゃるように、大阪国税局に設置された機械は、東京国税局のバックアップ機器であることは間違いありませんけれども、罹災時ではない、いわゆる平常時に、大阪の機器をどう使うかというところに関しては、リソースを有効活用するために、職員の研修環境であるとか、国税庁のプログラム開発における開発環境であるとか、こういったことを大阪国税局の環境で、罹災時には本番環境になるんですけれども、通常時は研修環境、開発環境ということで稼働させておりますので、そういう意味では、オペレーション業務としては東京と全く同じということではないというのが1つあります。

○関野副主査 ということは、固定的に運用していくという、全く運用だけをデイリーワークでやっていくという、それだけの仕事ですよね。多分。固定メンバーで、固定の機械で、毎日同じことをやるという。

○原田係長 基本的にはそうです。固定の機械で、要員が固定されておまして、彼らが、毎日同じと言いますか、日々違うことではあるんですけれども、基本的には運用手順書に基づいた、それぞれの日で予定された業務を実施するというものになります。

○関野副主査 ではあえて言うと、業務責任者の、いわゆるオンライン、大型汎用機の運用経験5年というのをちょっと下げられるかどうかというところと言えことかなと思いましたが。以上です。つまり5年を3年にするとか、4年にするとかという考えはないんでしょうか。

○原田係長 絶対5年じゃなきゃ駄目だということではないと正直思っています、それをどこまで下げられるか。経験をゼロにするというのはできないので、どこまで下げるかに関しては、例えば今後、意見招請もやりますので、そこで意見が出たときとかに、前向きに検討していきたいな、とは考えております。

○関野副主査 よろしく申し上げます。

○事務局 井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 この業務も前の業務と同じなんですけれども、契約金額に対して、ここに書いてある業務規模の作業人員が多いなど。1人当たりの発注額が少ないと。普通、民間企業は複数年度の業務で、それがありがたいと思うのは、業務をやるにしたがって改善を次の年度に反映できるということなんです。全く同じことをやっていたら、別に1年でも5年でも、収益はあまり変わらないので、その意味で、この19人を、国税局に言われたとおり、同じところにずっと張りついていかななくてはいけないのか。例えば何か、この3

人でやっていたことが2人でできるようになったら、2人でやってもいい、あるいはリモートでもできるんじゃないか。そういう業務改善を織り込めるような内容になっていますか。

○原田係長 回答させていただきます。業務改善を行えるような仕様書になっているかと言われると、特に我々としては、要員を19人にしてくださいというような仕様とはしていないんですけれども、参考として、現契約では19人であるという形を明記していますので、それを参考に入れてきているものだと思います。一方で、業務として、運転業務とデータ管理業務というのがありまして、これに関して、事業者のヒアリングを踏まえて、例えばデータ管理業務は、運転業務要員と兼務することが可能ではないかというような意見をいただきましたので、ここは仕様書の中において、兼務することは可能だと変えているところです。そういった取組はしております。

○井熊主査 例えば、温湿度管理とかあるじゃないですか。別に温湿度管理はセンサー入れれば、人間が見ても、センサーが見ても、結果は一緒なんですよ。例えばそういうものを無人にってしまうとか、そういう自由度とかというのはあるんですか。

○原田係長 その自由度に関しましては、私どもは業者の創意工夫で提案していただきたいと思っております。例えば今回、総合評価を採用するんですけども、その加点項目の1つに、要員の体制として、ちょっと厚めに配点をしておりまして、そこで今の安定運用に資するものが確保されれば、この体制でできるというようなのを応札予定者に提案していただければ、我々としては、そこは審査の対象としたいなと思っております。

○井熊主査 その辺が応札者によく分かるように、記述なりをしていただければと思います。以上です。

○原田係長 ありがとうございます。

○事務局 ほかがございますでしょうか。

○大山専門委員 68分の5ページ、ここにあるので見ていただきたいのですが、大阪の業務の中の1つの特徴として、電子計算機の運転業務の中では、ウにある、障害発生における緊急対応におけるということだと思うんですね。バックアップでホットスタンバイなのかなとは思いますが、この中に、当課の指示に基づくオペレーションの実行と書いてあって、この実行の仕方、どんな感じなのか、今までの事例も含めて何か説明が欲しいなというのが、仕様書を見ていてこのところだけ引っかかるんです。この辺のところの説明というのは何か開示するようになっているんでしょうか。あるいはこのとこ

ろ、不安を持たないように少し記述していただけるとよろしいんじゃないかなと。

もう一つのほう、概要じゃなくて中身、本文を見ても同じことしか書いてなくて、結局分からなかったの、ちょっとここをお聞きしたいと思います。

○原田係長 御指摘を踏まえて、この記載はもう少し厚く、詳しく記載したいと思います。

○大山専門委員 よろしく願います。

○事務局 井熊主査、よろしく願います。

○井熊主査 今、幾つか意見が出ました。関野先生の比較の話とか、引継ぎのところですね。それから私が申し上げた人数の柔軟性みたいなのをどう表現するかというところとか、今、大山先生の言われた障害のところの表現の方法、この辺のところ、対応方針を御検討いただいた上で、それを事務局を通して、各委員に確認をした上で手続を進めていただきたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 では、そういう形で進めたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

(大阪国税局退室)

(原子力規制庁入室)

○事務局 続きまして、「原子力規制委員会ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」の実施要項(案)について、原子力規制庁長官官房総務課情報システム室、山田課長補佐より御説明をお願いいたします。

○山田課長補佐 原子力規制庁情報システム室の山田でございます。本日はよろしく願います。

まず、私のほうから今回の概要につきまして御説明させていただきまして、詳細につきましては、島添から御説明をさせていただきたいと思います。

原子力規制委員会は現在、職員数約1,400名、地方拠点、約30拠点ございます。これらを結んで行政事務を行う基盤として、原子力規制委員会ネットワークシステムを運用しております。今回実施する事業につきましては、このネットワークの更新整備及び運用管理業務となります。現行のネットワークシステムにつきましては、原子力規制委員会のIT基盤として、平成29年1月より運用しております。令和4年1月には、第3次シス

テムへの更改を控えております。事業期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年12月31日までの57か月間としております。

第3次システムへの更改に当たってですが、テレワークへの対応や、情報共有を円滑化する仕組の導入など、職員が、いつでもどこでも業務を遂行できる環境を提供しまして、働き方改革の実現に貢献しますとともに、感染症の流行や災害の発生時等においても業務の継続性を確保できるものとしたいと思っております。また、庁舎内ネットワークの無線化を行いまして、ペーパーレス化の推進、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

一方、クラウドサービスなど、先進的かつ実績のあるサービスを適切に取り入れるとともに、デジタル化、クラウド化に対応したセキュリティー対策を推進しながら、柔軟で堅牢な基盤システムを実現することとしております。

今回の市場化テストの選定の経緯でございますが、簡単に申し上げますと、平成24年7月に、独立行政法人の原子力安全基盤機構内情報システム運用管理支援業務、独法の業務になりますが、公共サービス改革基本方針に選定されております。この組織は平成26年3月に、当委員会と統合されたため、この業務が引継がれておりまして、実際、今期が市場化テストの第1期目となります。

私からは事業の概要につきまして御説明させていただきました。引き続き詳細につきまして、島添から説明させたいと思います。

○島添課長補佐 長官官房総務課情報システム室、島添と申します。どうぞ今日はよろしく願いいたします。私からは、ポイントを絞りまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回のシステム設計の基本としては、クラウドバイデフォルトを主軸に、行政事務の主たる機能をクラウドに配置するという方針で進めております。ただし、災害発生時の緊急時対応としては、本庁内にオンプレミスのファイルサーバーを置き、備える予定にしております。

続きまして、端末ですが、端末につきましては、今、山田から申しましたように、いつでもどこでも業務を遂行できる環境を提供するという一方で、ワーク・ライフ・バランスと、災害時でも業務を継続させる、そのために、本庁及び地方事務所と全ての職員を対象に、FAT（ファット）型の端末機を配備する予定にしております。その端末は、本庁及び地方事務所に設置します各課室の無線LANからクラウドに接続する流れとしておりま

す。

また、在宅時の業務は、原則、職員のインターネット利用環境を用いてクラウドに接続するような想定でございます。また、今回コロナ禍もありまして、Web会議の重要性がクローズアップされました。利用する端末は職員に配布する一般端末及び公用のスマホ、また、BYODを可とし、私有スマホの利用も想定しています。なお、私有スマホ利用の場合は、業務データが端末に残らないような仕様を導入いたします。

また、モバイルルーターを、災害時においても意思決定が可能となるよう、幹部及び課室長に配置する予定です。また、平時につきましては、これまで同様、出張や外部でWeb会議を実現できるようにということで、必要とする職員に対して貸し出す運用を予定しております。

また、セキュリティーにつきましても、端末の個人領域の暗号化、通信の暗号化など、セキュリティー対策を実施しながらでも、可用性を犠牲としないシステム作りを目指しております。

また、今回、3次行政LANにつきましては、当室で運用しております、機密性の高いネットワークシステムがございますので、こちらに係るヘルプデスク業務を統合する予定としております。

現在、10月上旬を予定しております意見招請に向け、最終的な内容の確認を行っているところでございます。

簡単でございますが、以上とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 いいですか、大山です。

○事務局 大山先生、お願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。仕様書を見せてもらおうと、一見、原子力関係というと、非常にセキュリティー高くするのかなと思っているんですけども、かなり意欲的な取組かなと。そこはうまくいくことを切に願うわけではありますが、それだけ十分、検討をなされてきたんだろうと理解します。

ただ、責任分界の観点から見ると、何か、例えばBYODの例もそうですが、それぞれの人の持つ端末に関して、ここで書いてある要求で責任の分界が明確になるのかというこ

とについて、ちょっとまだ、取組なので、ぜひそこは、この先も引き続き御検討いただければと思います。

一方、このやり方に関して、この後、進めるんだと思いますが、セキュリティーに関しては、I SMAPが出ていますよね。そことの関係について、どういうふうにはここではお考えになっているかを説明いただければ。これは御存じだと思いますので、ぜひそこを、回答をお願いしたいと思います。

○島添課長補佐 I SMAPにつきましては、当庁のCIO補佐官とも協議をさせていただきまして、これを適用する見込みのあることを必ず明記していただくということで要求には盛り込んでいるところでございます。

○大山専門委員 それだと具体的に全て決まっているというふうにも今、お考えということでしょうか。この先、条件が変わってくる可能性があるというのは、受注側というか、応札する側は不安になるんじゃないかと思っているんですけども、そこについての記載をもう少し明確にさせていただくことは可能でしょうか。

○島添課長補佐 はい、分かりました。配慮いたします。

○大山専門委員 責任分界のところはどうお考えですか。

○島添課長補佐 失礼いたしました。責任分界につきましても、現在、この点につきましては議論しながら、今でも進めております。これにつきましても、明確化になるよう仕様書等、なおかつ技術的などところも配慮していきたいと思っております。

○大山専門委員 ぜひお願いいたします。

○事務局 ほか、いかがでしょうか。

○梅木副主査 梅木です。よろしいでしょうか。

○事務局 お願いします。

○梅木副主査 御説明、どうもありがとうございました。仕様書作成に当たっては、業者に過度の、過大な取組になっていないかどうかヒアリングをして、それで今回、仕様書を作成しているということですがけれども、システム更改による変更点ということで、クラウドバイデフォルトの導入であったり、働き方改革のためのテレワークなど、4点ほど変更を今回されると御説明いただいたんですけども、これらの点も含めて、過度な負荷にはならないんだというところは、一応確認されているのでしょうか。

○島添課長補佐 はい、ありがとうございます。今回、システム更改による変更点ということで、この資料に書いておりますように、クラウドバイデフォルト、働き方改革等々、

こちらも全て配慮した上で、各ヒアリング等を実施させていただいているところがございます。

○梅木副主査 分かりました。どうもありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○小尾専門委員 すみません、小尾です。

○事務局 小尾先生、お願いします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。今回いろいろチャレンジするところがあるということが理由かもしれないんですけども、従来というか、前回、総合評価落札で、技術点との配分が1対1だったのが、1対3に見直しというようなことをされていると思います。それで、技術点の比重を高くするということは、一見いいとは思いますが、どちらかというと、価格を上昇させる効果があるとも捉えられると思います。そういう意味では、実際のシステムで使い方を見させていただく、仕様書の内容を見ると、1対3まで技術点を上げなければいけないような業務内容とかシステムの話かなというような感じも受けるんですが、1対1から1対3にした理由というか、1対3じゃなきゃ駄目と考えられている理由をお聞かせいただければと思います。

○島添課長補佐 そうですね、どうしても戦略的に価格を下げて入札してこられる方がいらっしゃいますので、我々の思いとしては、できる限り技術的などところで評価をしたいと思ったところがございます。ただ、今御指摘がありましたように、この差が大きくなれば価格の上昇に寄与するかもしれないという御指摘をいただきましたので、これにつきましては、また中で協議させて判断したいと思います。

○小尾専門委員 よろしくお願いします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○井熊主査 井熊です。

○事務局 井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 私も今、小尾先生の言われたことと共通しているんですけども、この前、大分、落札率が低かったと。それで1対3となってくると、普通、民間企業は価格競争をほとんどしなくなります。もう価格を削るより、体制を整えて点数を稼ごうというふうにしてくるわけですね。なので、小尾先生が言われたような傾向というのは出てくるわけです。そのときに、それでも私はいいいと思うんですが、原子力規制委員会が、何をそれによって得ようとしているのか。例えば何か、職員の方の効率性が上がるのであるとか、何か

すごいとまどったりすることとか、セキュリティーがおかしくて止まることがないとか、委員会側として得られるものが総合評価に表現されていないなという感じなんです。何か総合評価の項目を見ると、設定から運用まで、きちんとやっていくという感じの総合評価になっているように思うんですね。なので、やっぱりこれだけチャレンジングに技術点を上げるのであれば、委員会は何をgetしたいのか、そのgetたいものを実現してくれる事業者が有利になるような総合評価の項目を検討したほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。

○島添課長補佐 ありがとうございます。いま一度、この中身につきましては中で調整をさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ほか、いかがでしょうか。

○関野副主査 1点、質問よろしいでしょうか。関野です。

○事務局 関野副主査、お願いします。

○関野副主査 今回は設計開発と運用保守を一体で出していますが、これ多分、どちらでもいいんですが、どういう議論があって、設計と運用が一体なのかなというのを1点教えていただきたいということと、あと、要項の中に、Windows 8以降でもということが書いてあるんですけど、8は多分、来年、2023年に切れちゃうと思うので、ここを書くのだったら、Windows 10以降とか書いたほうがよろしいんじゃないかとちょっと思いましたが、いかがでしょうか。以上です。

○島添課長補佐 御指摘ありがとうございます。まず第1点目につきましては、やはり運用とヘルプデスクのところを分離していくと、なかなか責任分界点というか、うまく効率が上がらないという点がありまして、これまで過去のいろいろな構築、運用等を実施してきた中からの経験則からすれば、やはり一体化のほうがよいかなというところはございます。やっぱりどうしても、この分けると、意思疎通がうまく図れない場合がよくありますので、そういった点もありまして、一緒にしたいというところでございます。

それと2つ目のWindows 8につきましては、多分誤記だと思いますので、修正したいと思っております。

○関野副主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それではここまでの話ですね、大山先生が御指摘されました記載の明確化の

部分とか責任分界の部分、それから総合評価の配分の問題とか、評価方法の問題、幾つか検討していただくとなった部分がありましたので、その辺を検討していただき、事務局に御連絡をいただいて、事務局はそれを委員に確認した後に手続を進めていただければと思います。皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査　そういう形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

(原子力規制庁退室)

(独立行政法人自動車事故対策機構入室)

○事務局　続きまして、「インターネット適性診断システム(ナスバネット)の運用管理及び保守」の実施状況について、独立行政法人自動車事故対策機構総務部総務グループ、福田調査役より御説明をお願いしたいと思います。

○福田調査役　自動車事故対策機構の福田といたします。本日はよろしくお願ひいたします。そうしましたら、まず初めに、今回の評価対象でありますインターネット適性診断システム、通称ナスバネットと呼んでいますけれども、こちらの概要についてまず御説明したいと思います。

早速ですが、ポンチ絵のほうで御説明しますので、そちらを開いていただけますでしょうか。よろしいですか。こちらは、バスやタクシーといった運送事業者のドライバーの方を対象に、パソコンを使用して、車の運転に関する適性診断を行うシステムとなっています。業務といたしますか、システムの規模といたしましては、まずサーバーがデータセンターに7台、それから端末、パソコンですね、こちらが全国の私どもの支所、50拠点ございますけれども、そちらと、外部の契約事業者、それから一部貸し出しを行っているパソコンもありますけれども、これらを含めまして、約4,000台以上、パソコンがつながっているシステムになります。

続きまして、今回の評価の対象となっております契約の内容について御説明します。左下の業務内容のところを御覧ください。まず資源管理、それから障害管理、セキュリティ管理、性能管理といった、システムの運用・保守に関する一般的な業務、それから最後、ヘルプデスクの業務ということで構成をされております。

そうしましたら、本紙に戻っていただいて、下の(2)のところ、契約期間ですね。こちらは平成29年度から令和3年度までの5年間の契約となっております。受託事業者は

株式会社Minorityソリューションズ。実施状況の評価期間ですけれども、こちらは現在、契約の4年度目に入っておりますので、昨年度末までの3年間について評価をしております。

次のページに移っていただきまして、受託事業者決定の経緯について御説明します。今回の入札前は、このシステムを作った三菱総研という事業者が受託をしておりました。今回、Minorityソリューションズが落札をしております。Minorityソリューションズは新規参入という形になります。なお、三菱総研は今回の入札には参加しておりません。理由としましては、先方の会社の都合で、体制を組むことができなかつたためと聞いております。

そうしましたら、評価の内容について御説明をいたします。まず最初に、サービスの質についてでございます。表の上からいきますが、業務内容、こちらは特に問題ありません。稼働率についても100%ということで問題ありません。ヘルプデスクの利用者アンケートについては、こちらは先ほど御説明しました外部の契約事業者にアンケートをしておまして、こちらも全て75点以上ということで問題ありません。

次のページに移ります。セキュリティー、それから重大障害については、共にゼロ件ということで問題ありません。ウイルス関係についても特段問題は発生しておりません。

続きまして、実施経費の状況について御説明します。今回の市場化テスト実施後の経費については、年間に換算しますと2,760万円になっております。市場化テスト実施前が3,400万円と書いてございますが、こちらにはアプリケーションの改修費用が含まれておりますので、これを除外いたしますと、次のページに移っていただいて、年間2,450万円となりました。差引きをしますと、年間当たり310万円の増加ということになります。増加しました原因としては、1者応札だったこと、それから、この事業者が新規参入だったことから、一定のリスク分を積んでいたためと判断しております。

次に、民間事業者からの改善提案に関して御説明します。こちらは記載のとおりですので、詳細は割愛しますが、提案によって業務の効率化が実現できていると判断しております。

5番、全体的な評価に移ります。期間中の法令違反行為についてはございませんでした。(2)の外部の有識者による監視委員会でチェックをいただいております、こちらも問題なしとの評価をいただいております。

続きまして、入札の件です。こちらは、今回、年間当たりの経費が増加した点を踏まえ

ますと、複数者の入札となるように対策を講じる必要があるのではないかと考えております。具体的には引継ぎ期間の延長、それから入札の説明会をもう少し丁寧にするということを考えております。(4)のサービスの質については、先ほど御説明したとおりですので割愛いたします。

最後になりますが、今後の事業についてです。全体としましては、新規参入の機会が与えられたということ、それから新規参入でも品質に問題がなかったことは評価しております。しかしながら、経費削減効果が認められなかったことについて、次期の事業については、市場化テストを継続させていただきたいと考えています。説明は以上になります。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明いたします。

○事務局 それでは事務局より、評価(案)につきまして、資料D-1に基づき御説明いたします。事業の概要等については、先ほど自動車事故対策機構より御説明がありましたので、割愛いたします。

IIの評価について、結論から申し上げますと、経費削減及び競争性の確保に課題が残り、改善が必要であることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。以下、その根拠を申し上げます。

2ページの(2)、対象公共サービスの実施内容に関する評価については、設定された、確保されるべき水準を全て満たしており、サービスの質は確保されていると考えております。

次に3ページの(3)、実施経費につきましては、市場化テスト後に、別契約としたアプリケーション改修業務を除くと、約12.7%増加しています。

続いて4ページの(4)、選定の際の課題に対する改善については、競争性という課題について改善されていない状況です。

(5)の評価のまとめについてですが、質の向上に関する取組など、民間事業者のノウハウ、創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献しており、質も確保されていたと評価できます。しかし、経費増加や1者応札についての課題が認められます。

最後に(6)、今後の方針についてですが、経費や1者応札という課題に検討を加えた上で、引続き、民間競争入札を実施していく必要があると考えます。説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価案につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 宮崎です。よろしいでしょうか。

○事務局 お願いいたします。

○宮崎専門委員 結論として、評価も記載内容も、これでよろしいかと思うのですが、資料4-1のアンケートの状況なんかを見ますと、別紙のところですけども、1年目、2年目、3年目ということで、機構外の、実際のバスとかトラックの利用者の事業者のアンケートということだと思うのですが、毎年、「不満」と「やや不満」というのが一定数だけ必ず残っているような状況に見受けられます。これをもって評価云々ということではないんですが、機構におかれましては、この「不満」と書いている内容に関しては、今後、個別にフォローしていただければよろしいんじゃないかなと思いますので、その点はちょっとお願いできればと思います。以上です。

○福田調査役 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○事務局 ほかに御意見ございますでしょうか。

○大山専門委員 ちょっと聞かせていただきたいんですが、大山です。

○事務局 お願いいたします。

○大山専門委員 アプリケーションのほうを分離したという話がありますが、これ、アプリケーションの改修は随契でやっているんでしょうか。それから、もし差支えなければ、どこがやっているのか教えていただけますか。

○下野マネージャー 随契でございます。会社はMinor iソリューションズです。

○大山専門委員 そうすると参考資料のD-3のところにある、平成26年度から28年度のところの、入札の不参加に対するヒアリング状況及び結果という欄がありますが、ここで応札可能性のある2者に対しヒアリングを実施した。導入に全く関与していないシステムの保守運用を請け負うこと自体が難しい云々と書いてあって、さらにアプリケーションの知識、情報がないためと書いてあるんですけども、このときの、この回答したところというのは、教えてもらって差支えありますか。もし分かればですが。このときはもうMinor iはお入りだったんでしょうか。

○下野マネージャー 失礼しました。日本電気株式会社でした。2社ですね。日本電気株式会社とSCSK株式会社という会社になります。

○大山専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。関野先生、お願いします。

○関野副主査 同じD-3の資料で、入札不参加の理由のところ、つまり三菱がなぜ来

なかったかという、休日対応のための体制を組むことができなかった。専属ということだろうと思いますが、この言っている意味は何ですか、休日対応ができなかったということは、どういうことなのかということと、何か対応をこれから取ろうとしておりますでしょうか。

○下野マネージャー 当時の三菱からの対応としては、そこは、細かくまでは、ちょっと現在では分かっておりません。

○関野副主査 休日対応ということは、出勤は休日もしなきゃいけないということになっているということですよ。

○中島アシスタントマネージャー 中島です。よろしくお願いします。その休日対応というのは、基本的に障害が発生したときの対応ということで、常時というわけではないです。

○関野副主査 障害が休日、日曜日に障害が発生したら72時間以内とか、24時間以内に対処しなきゃいけないとかと書いてあるということですね。

○中島アシスタントマネージャー ええ、そのとおりです。

○関野副主査 それについては別に、今後改善、何か考えてないんでしょうか。休日は除くとか、例えば条件でもつけるとか。

○中島アシスタントマネージャー 今のところ考えておりません。というのもアプリケーションが開発されてから、障害の件数の頻度も減っているというところもありますので、あと起きるとしたら、本当に甚大なものだと思っています。

○関野副主査 それは、記載を考えたほうがよろしいですね。ほとんど可能性がないのならば、休日の場合は除くというような条件を入れれば、参加していただけるかもしれない。今後ね。だと思しますので、考えていただきたいと思います。評価自体は継続で仕方ないと思います。

○中島アシスタントマネージャー 検討してみます。

○関野副主査 お願いします。

○事務局 ほかに御質問、御意見等、ございますでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 はい。それでは継続という方向で、皆さん御異論がないと思いますので、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続とする方向で監理委員会に報告をするようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人自動車事故対策機構退室)

○事務局 続きまして、「政府所有米穀の販売等」について、事務局より御説明したいと思います。

○事務局 政府米の販売業務における契約変更について御報告申し上げます。平成27、28、30及び令和元年度販売業務の受託事業者である住友商事が、食糧の輸出入及び国内取引に関する事業について、100%出資事業会社、子会社である住商フーズに事業譲渡を進めております。この一環として、政府米の販売業務についても、今年の10月1日に、承継をしたいという申出を受けているということで、農林水産省から報告が上がっております。

農林水産省では、承諾に当たっては、契約の確実な履行ができるか、譲渡先の履行能力を審査して、可否を判断しております。譲渡先である住商フーズは、入札時に課している入札参加要件を全て満たしており、現行の担当者の多くが住商フーズに引続き従事するという、また、再委託以降の業務実施者についても、引き続き現行の事業実施体制が引継がれるということから、履行能力については何ら問題ないということで判断をしているとの判断でございました。

加えまして、契約の確実な履行を担保するため、住友商事に対して、譲渡後も金銭的な債務保証を負わせる方向で調整をしているということで、農林水産省では問題ないと判断いたしております。

次に、2番の契約変更の内容についてでございます。こちらについては、事務局にて農林水産省の報告を受けまして、透明性及び公平性について、それから事業の内容、それから質について、経費について、確認をいたしましたので御報告申し上げます。透明性と公平性については、現事業者の出資された子会社であること、また、本事業の実施体制は、そのまま引継がれる予定であり、入札手続上の透明性、公平性を損なうものではないということで整理をさせていただきました。また、事業の内容、質についても、変更がございませんので、このまま質も維持される予定であるということから問題ないということで考えております。さらに、実施経費についても変更がございませんので、このような形で承継されることについて何ら問題ないと考えております。以上、御報告申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。ただいま事務局より御説明いたしましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 これについては皆さんよろしいですね、このままで。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 それでは、特段の御意見もないようなので、異存なしとしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

— 了 —